

基本目標

1. 地域の子育て環境づくり

- (1) 地域における子育て支援サービスの充実
- (2) 保育サービスの充実
- (3) 子育て支援ネットワークづくり
- (4) 児童の健全育成
- (5) 世代間交流

2. 子どもと親の健康づくり

- (1) 子どもや母親の健康の確保
- (2) 子どもの食事や睡眠等の日常生活の向上
- (3) 思春期保健対策の充実
- (4) 小児医療の充実

3. 子どもの教育環境づくり

- (1) 次代の親の育成
- (2) 子どもの生きる力の育成に向けた学校などの教育環境の整備
- (3) 家庭や地域の教育の向上

4. 子ども、子育てに配慮したまちづくり

- (1) 良質な住宅環境の確保
- (2) 子どもの安全な居場所づくり

5. 子育てと社会参加の両立支援

- (1) 父親の子育てや家事への参加
- (2) 女性の就業、子育てと仕事の両立の支援

6. 安全で安心な住み良いまちづくり

- (1) 子どもの交通安全を確保するための活動の推進
- (2) 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進

7. 家庭生活における子育て支援

- (1) 児童虐待防止対策の充実
- (2) ひとり親家庭への支援の充実
- (3) 障がいのある子どもとその家庭の支援の充実

各基本施策には、施策の方向性を示し、具体的な取り組みを計画として取り上げました。

計画の推進に向けて

本計画は、保育サービスののみならず、保健福祉、学校教育、都市計画など多岐にわたる分野に及んでいます。また、実施主体についても、行政、地域、家庭などさまざまです。そこで、全市あげてそれぞれの役割を明確にして、今後10年間、計画的に次世代の育成に取り組めます。

①市の役割：行政で対応すべき分野を基本にして取り組みを進めていきます。

②子育て家庭の役割：子育ての基本は家庭にあり、まずは保護者が責任を持つべきという認識のもとで、必要となる保育サービスの活用を考えていきます。

③地域住民の役割：地域住民自らが子育て環境の一つの資源であるこ

とを理解し、地域の見守りや声かけなど地域からつながりを持ちます。

④企業の役割：従来からの男性の働き方の見直しや育児休業制度の定着など男女共同参画社会の実現への理解と子育て家庭への支援を求めていきます。

市役所も事業主として行動計画を策定

市役所においても、事業主として特定事業主行動計画を策定し、育児休業等取得しやすい環境の整備や子ども・子育てに関する地域貢献活動への参加支援など市職員が仕事と子育ての両立を図ることができるよう、また、地域社会においても次代を担う子どもたちが健やかに生まれ、育てられる環境づくりに貢献できるよう職場をあげて支援します。(特定事業主行動計画の内容について、市のホームページに掲載しています)

